

## 草津市ボランティアセンターグループ登録要項

### (目的)

第1条 この要項は、草津市ボランティアセンター（以下「センター」という。）がボランティア活動をするグループを把握し、支援するために行うボランティアグループ（以下「グループ」という。）の登録に必要な事項を定めるものとする。

### (登録対象)

第2条 登録は、地域福祉をすすめるため自発的に取り組んでいて、次の各号のいずれも満たしているグループを対象とする。

- (1) 金銭的な利益を得ようとしていないこと。
- (2) 活動者は無償であること。
- (3) 市内在住、在勤、在学の者が2人以上で構成しているグループ、または、市内で活動し2人以上で構成しているグループであること。
- (4) 自発的・自立的に活動をしていること。
- (5) 趣味や技能習得のみにならないこと。
- (6) 政治活動、宗教活動をしないこと。
- (7) その他、センターが認めたグループであること。

### (登録条件)

第3条 登録にあたっては次の条件を満たすことにする。

- (1) センターのコーディネートに基づく活動への協力や連携が図れること。
- (2) 登録基準となるチェックシートのすべての項目に該当すること。
- (3) グループのボランティア活動における事故等に対応するため、原則として「ボランティア活動保険」に加入すること。

### (登録期間)

第4条 登録の期間は、登録日より当該年度末までとする。

### (登録手続)

第5条 センターに登録するグループは、次の書類を提出する。

- (1) チェックシート
  - (2) 登録カード
  - (3) 会員名簿
  - (4) 規約・会則（ある場合）
  - (5) 活動紹介資料（リーフレット、会報誌、新聞記事など）
- 2 登録内容に変更が生じた場合は、速やかに報告する。
  - 3 提出された書類のうち、個人情報を除き、原則として公開する。

4 登録された団体については、登録証を発行する。

(登録グループへの支援)

第6条 センターは、グループのボランティア活動の振興を図るため、次の支援を行う。

- (1) グループの活動・運営に関する相談援助
- (2) 草津市ボランティアグループ活動助成金基準に基づく助成
- (3) ボランティア活動室の使用
- (4) センターが主催する登録グループ交流会・研修会等の案内
- (5) その他の情報提供

(登録抹消)

第7条 登録グループが第2条及び第3条の要件を満たさなくなった場合は、登録を抹消する。

(その他)

第8条 この要項に定めのない事項については、その都度草津市ボランティアセンター長が定める。

附 則

1 この要項は、平成28年 2月 1日より施行する。